



山形県公報

平成28年8月24日(水)

号 外 (31)

目 次

告 示

○知事指定薬物の指定…………… (健康福祉企画課) … 1

告 示

山形県告示第764号

山形県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例(平成27年12月県条例第63号。以下「条例」という。)第13条第1項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定する。

平成28年8月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 知事指定薬物の名称

- (1) エチル=2-[1-(4-フルオロベンジル)-1H-インダゾール-3-カルボキサミド]-3-メチルブタノアート(通称名EMB-FUBINACA)及びその塩類
- (2) N-(1-アミノ-1-オキソ-3-フェニルプロパン-2-イル)-1-(シクロヘキシルメチル)-1H-インダゾール-3-カルボキサミド(通称名APP-CHMINACA、PX-3)及びその塩類
- (3) 3-メトキシ-2-(メチルアミノ)-1-(4-メチルフェニル)プロパン-1-オン(通称名Mexedrone、4-MMC-OMe)及びその塩類

2 指定の理由

条例第2条第7号に掲げる薬物に該当し、県内において濫用されるおそれがあると認められるため

3 指定の効力が生ずる日

平成28年8月25日

平成28年8月24日印刷 発行所 山形県庁
平成28年8月24日発行 発行人 山形県